

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 市立病院

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 ※
任期の定めのない常勤職員	68.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	47.1%
全職員	67.8%

※「差異」とは、以下の算出方法により算出される割合（パーセント）をいう。

$$\text{男女の給与の差異} = \frac{\text{女性職員の給与の一人あたり平均}}{\text{男性職員の給与の一人あたり平均}}$$

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
局長・次部長相当職	65.0%
課長相当職	84.8%
課長補佐相当職	—
係長相当職	77.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
36年以上	89.4%
31～35年	86.3%
26～30年	87.9%
21～25年	74.3%
16～20年	67.1%
11～15年	74.3%
6～10年	66.5%
1～5年	50.6%

【説明欄】

・ 相対的に給与水準が高い医師・歯科医師は、男性職員においてその比率が高く（約48%）、女性職員においてその比率が低い（約5%）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。